

東京地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 相続税の更正処分等取消請求事件
国側当事者・国(荻窪税務署長)
平成30年1月19日却下・棄却・控訴

判 決

原告	甲
同訴訟代理人弁護士	大西 英敏 大西 雄太
被告	国
同代表者法務大臣 処分行政庁	上川 陽子 荻窪税務署長 田中 順一
同指定代理人	若林 美賀子 橋口 政憲 国府田 隆秀 加藤 千博 武田 涼子 鶴 広大

主 文

- 1 本件訴えのうち、荻窪税務署長が平成26年12月12日付けで原告に対してした被相続人乙について開始した相続に係る相続税の更正処分のうち課税価格8339万2000円、納付すべき税額300万8800円を超えない部分の取消しを求める部分を却下する。
- 2 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

荻窪税務署長が平成26年12月12日付けで原告に対してした被相続人乙について開始した相続に係る相続税の更正処分並びに同相続税に係る過少申告加算税及び重加算税の各賦課決定処分を取り消す。

第2 事案の概要

- 1 本件は、被相続人乙(昭和●年●月●日生、平成24年11月●日死亡。以下「亡乙」という。)の相続人(子)である原告が、亡乙について開始した相続(以下「本件相続」という。)に係る相続税の申告(以下「本件申告」という。)をしたところ、荻窪税務署長が、本件相続開始前に原告が亡乙名義の預貯金口座から引き出した現金のうち原告が原告名義の預金口座に入金した金員相当額の亡乙の原告に対する不当利得又は消費寄託に基づく返還請求権(以下「本件返還請求権」という。)及び上記現金のうち本件相続開始時点で保管されていた現金

(以下「本件現金」という。)は亡乙の相続財産であるなどとして、更正処分(以下「本件更正処分」という。)並びに過少申告加算税及び重加算税の各賦課決定処分(以下「本件各賦課決定処分」といい、このうち重加算税の賦課決定処分を「本件重加算税賦課決定処分」という。)をしたことから、原告が、本件相続開始時点で存在していた亡乙名義の預貯金及び有価証券(以下「本件預貯金等」という。)は、いずれも原告の父であり、亡乙の配偶者である亡丙(大正●年●月●日生、平成19年5月●日死亡。以下「亡丙」という。)の未分割の相続財産であるから、本件預貯金等、本件現金及び本件返還請求権がいずれも亡乙の財産であるとしてされた本件更正処分及び本件各賦課決定処分は違法であり、また、原告の行為は国税通則法68条1項所定の「隠蔽」行為に当たらないから本件重加算税賦課決定処分はこの点でも違法であるとして、本件更正処分及び本件各賦課決定処分の取消しを求める事案である。

2 前提事実(証拠等により認定した事実はその証拠等を掲記する。証拠等の掲記のない事実は、当事者間に争いが無い。)

(1) 当事者等

原告は、亡丙及び亡乙夫婦の子である。

(2) 亡丙を被相続人とする相続(以下「本件一次相続」という。)等

ア 亡丙は、平成19年5月●日に死亡し、その相続人である亡乙及び原告は、同年12月1日付けで遺産分割協議をした。

イ 亡乙及び原告は、上記アの遺産分割協議の内容に沿って、平成19年12月20日、荻窪税務署長に対し、本件一次相続に係る相続税の申告書を提出した(乙3)。

(3) 本件相続及び本件申告等

ア 亡乙は、平成24年11月●日に死亡した。原告は亡乙の唯一の相続人である。

イ 本件預貯金等の概要等

(ア) 本件相続開始時点で存在していた亡乙名義の預貯金及び同時点における残高(ただし、定期預金については、財産評価基本通達203により、課税時期における預入高と源泉所得税相当額控除後の既経過利子の額との合計額による評価額)は、別表1の順号1ないし5の「被告主張額」欄に記載のとおりである(乙4~7、弁論の全趣旨。以下、このうち順号1の通常貯金に係る口座を「本件通常貯金口座」、順号2の普通預金に係る口座を「本件A普通預金口座」、順号3の普通預金に係る口座を「本件B普通預金口座」、順号4の普通預金に係る口座を「本件C普通預金口座」といい、これらを併せて「本件各預貯金口座」という。また、以下、各銀行名は、時期を問わず、「D銀行」などと現在の各銀行名を用いることとする。)

また、本件相続開始時点で存在していた亡乙名義の有価証券及びその価額(ただし、利付国債については、財産評価基本通達197-2(3)により、公社債の発行価額と源泉所得税相当額控除後の既経過利息の額との合計額による評価額)は、別表1の順号6ないし8の「被告主張額」欄に記載のとおりである(乙9、22、弁論の全趣旨。以下、亡乙名義のE証券株式会社の取引口座を「本件E証券口座」という。また、以下、E証券株式会社(旧商号F証券株式会社及びG証券株式会社)は、時期を問わず、「E証券」という。)

(イ) 原告は、平成24年4月26日から本件相続が開始した同年11月●日までの間、本件通常貯金口座から、現金合計2800万円を出金し、同年4月25日から同年8月3

0日までの間、本件A普通預金口座から、現金合計2380万円を出金した。

(ウ) 原告は、平成24年5月13日から同年6月11日までの間、上記(イ)の現金合計5180万円のうち合計1070万円を、原告名義の預金口座に入金した。

ウ 原告は、平成25年7月23日、荻窪税務署長に対し、本件相続に係る相続税につき、課税価格を8339万2000円、納付すべき税額を300万8800円とする申告書(以下「本件申告書」という。)を提出した(本件申告)。原告は、本件申告書に、亡乙の相続財産として、土地及び家屋のほか、別表1の順号1、2、4ないし8の預貯金及び有価証券を、それらの価額を同表の「本件申告の額」欄記載の価額として記載し、同表の順号3の普通預金を記載せず、また、上記イ(イ)及び(ウ)の出金及び入金に係る現金等についても記載をしなかった。

(4) 本件更正処分及び本件各賦課決定処分等

ア 本件申告を受けた荻窪税務署長は、平成26年12月12日付けで、原告に対し、本件相続に係る相続税につき、課税価格を1億3286万円、納付すべき税額を1485万8000円とする更正処分(本件更正処分)及び過少申告加算税の額を1万円、重加算税の額を410万9000円とする各賦課決定処分(本件各賦課決定処分)をした。

本件更正処分における課税価格及び納付すべき税額並びに本件各賦課決定処分における各加算税の額は、いずれも、本件預貯金等(別表1の順号1ないし8)、本件現金(同表の順号9)及び本件返還請求権(同表の順号10)が、全て亡乙の相続財産であることを前提として計算されたものである(甲1)。

イ 原告は、本件更正処分及び本件各賦課決定処分を不服として、平成27年2月10日、荻窪税務署長に対し、異議申立てをしたが、荻窪税務署長は、同年4月23日付けで、同異議申立てを棄却する旨の決定をした。

ウ 原告は、平成27年5月27日、国税不服審判所長に対し、審査請求をしたが、国税不服審判所長は、平成28年4月20日付けで、原告の審査請求を棄却する旨の裁決をした。

エ 原告は、平成28年6月3日、本件訴えを提起した(顕著な事実)。

3 本件更正処分及び本件各賦課決定処分の根拠

被告が本件訴訟において主張する本件更正処分の根拠は、別表2及び3に記載のとおりであり、本件各賦課決定処分の根拠は、別表4に記載のとおりである。

4 争点及び当事者の主張

(1) 本件更正処分のうち本件申告に係る課税価格及び納付すべき税額を超えない部分の取消しの訴えの適法性(争点1)

(被告の主張)

相続税は、いわゆる申告納税方式による国税であり、申告納税制度の下においては、その納付すべき税額が納税者の申告により確定することを原則とし(国税通則法16条1項1号、同条2項1号、相続税法27条)、納税者が自ら行った申告により一旦確定した課税標準等又は税額等を自己に有利に変更しようとする場合には、国税通則法23条に規定する更正の請求によらなければならないと解される。

したがって、本件更正処分のうち、本件申告による申告額である課税価格8339万2000円、納付すべき税額300万8800円を超えない部分について、更正の請求の手続を経ないで取消しを求めることは、訴えの利益を欠く不適法なものとして許されない。

(原告の主張)

原告は、本件訴えにおいて、本件申告に係る課税価格及び納付すべき税額を修正し減額することを求めるものではないから、被告の主張はその前提を誤っている。

また、本件更正処分の取消判決が確定すると、本件更正処分は遡って効力を失い、原告による確定申告状態が復活すると解されるから、本件更正処分の全部の取消しを求めても何ら問題はない。

(2) 本件預貯金等、本件現金及び本件返還請求権が亡乙の相続財産であるか否か等 (争点2)

(被告の主張)

ア 本件預貯金等

ある財産が相続開始時において被相続人に帰属するものであれば、当該財産は相続税の課税の対象となる相続財産となる。財産の帰属は、当該財産の名義も判断要素の一つとした上で、当該財産又はその購入原資の出捐者、当該財産の管理及び運用の状況、当該財産から生ずる利益の帰属者、被相続人と当該財産の名義人並びに当該財産の管理及び運用をする者との関係、当該財産の名義人がその名義を有することになった経緯等を総合考慮して判断するのが相当である。

これを本件についてみると、本件預貯金等に係る各口座（本件各預貯金口座及び本件E証券口座）の名義人は亡乙である上、本件通常貯金口座及び本件A普通預金口座には、本件一次相続により亡乙の財産となった現金のほか、亡乙固有の財産である同人の年金や恩給が入金されている。また、本件預貯金等に係る各口座には、本件一次相続以降、亡乙の財産となった国債を含む亡乙名義の国債の購入や償還などの入金又は出金があり、これらの口座から生じた利息も、これらの口座に入金されている。

そして、亡乙は、亡乙名義の通帳及びキャッシュカードを自ら管理し、かつ、亡丙名義の通帳とは区分して保管していた。なお、原告は、本件E証券口座の管理は亡丙がしていた旨を主張するが、原告本人の供述等によってもその根拠は乏しく、原告は、本件申告において、同口座に係る有価証券について、亡乙の相続財産であると申し、同口座を亡丙が管理している旨の主張は本件訴訟において初めてされたものであることからすれば、同口座も亡乙が管理していたことは明らかである。

さらに、原告は、本件一次相続の際に亡乙の財産についても併せて確認し、亡丙名義の財産は亡丙の財産、亡乙名義の財産は亡乙の財産であることを確認して、これに沿って、亡丙名義の財産についてのみ遺産分割協議や相続税の申告をしていたこと、本件申告において、本件預貯金等の大部分を亡乙の相続財産として申告したことからすると、原告自身、本件一次相続開始以降、本件預貯金等に係る口座を、亡乙に帰属するものとして認識していたことは明らかである。

以上のような、本件預貯金等に係る各口座の名義人、これらの口座の管理及び運用の状況、これらの口座から生ずる利益の帰属、これらの口座に係る預貯金等の帰属についての亡乙及び原告の認識等を総合的に考慮すると、これらの口座に蓄積された本件預貯金等は、本件相続の開始時点で、亡乙に帰属していたものというべきである。

イ 本件現金及び本件返還請求権

原告は、本件相続開始前に、上記アのとおり亡乙に帰属する預貯金に係る本件通常貯金口座及び本件A普通預金口座から、現金5180万円を出金し、そのうち300万円を、

亡乙の医療費、短期入所生活介護（ショートステイ）の費用、日々の生活費及び交通費として費消し、その余の現金のうち1070万円を、原告名義の預金口座に入金した。

そして、本件相続開始時点における上記現金の残額3810万円（本件現金）及び原告名義の預金口座に入金された1070万円は、原告が亡乙から贈与を受けたものではない。

したがって、本件現金3810万円は亡乙の相続財産であり、また、本件相続開始当時、亡乙は、原告に対し、1070万円の不当利得又は消費寄託に基づく返還請求権（本件返還請求権）を有していたから、本件返還請求権も、亡乙の相続財産である。

（原告の主張）

ア 本件預貯金等

財産の帰属の判断基準は、普通預金については被告主張のとおり総合的に判断することが相当であるが、定期預金について、最高裁判例（最高裁昭和●●年（〇〇）第●●号同52年8月9日第二小法廷判決・民集31巻4号742頁等）は出捐者をもって預金者とする旨の判断をしており、有価証券もこれと同様に解すべきであるから、定期預金及び有価証券については、その出捐者に帰属すると解するのが相当である。

そして、本件預貯金等の出捐者が、専業主婦であった亡乙ではなく、給与所得を得ていた亡丙（又は原告）であったことからすれば、本件預貯金等は、いずれも、亡丙の未分割財産（又は原告に帰属する財産）であり、亡乙と原告が準共有していた財産であるというべきである。

出捐者以外の事実関係をみても、本件各預貯金口座の開設手続きを行いこれらの口座の管理をしていた者は亡乙であるが、これらの口座からの出金は、いずれも、生前の亡丙の意を受けて行われたものであるし、本件各預貯金口座に、恩給、亡乙名義の国債の元利金、これらの口座の利息等が入金されていることは、これらの口座に係る預貯金の全てが亡乙に帰属することを推認させる間接事実とはならない（本件預貯金等以外でかつて購入された亡乙名義の国債も亡丙に帰属する。）。

また、本件E証券口座の開設手続きを行ったのは亡丙であり、同口座の管理ないし同口座に係る証券取引をしていたのも亡丙である。

したがって、本件預貯金等は、本件相続開始時点において、いずれも、亡丙の未分割財産（又は原告に帰属する財産）であったというべきである。

なお、被告が証拠として提出した異議調査時の平成27年3月11日付け調査報告書（乙12）は、約50分間の聴取時間で同報告書に記載されているような詳細な内容の聴取を行うことは不可能であるから、信用性がない。また、税務調査時の平成26年8月13日付け質問応答記録書（乙13）及び同年9月3日付け質問応答記録書（乙14）については、原告に各頁の確認印を押印した記憶がないことや、原告は前者の記録書のうち問16及び後者の記録書のうち問18の答述として記載された内容の説明をしていないことなどからすれば、信用性がない。

イ 本件現金及び本件返還請求権

本件通常貯金口座及び本件A普通預金口座に係る預貯金は亡丙の未分割財産（又は原告に帰属する財産）であるから、これらが亡乙の固有財産であることを前提とする被告の主張は理由がない。

また、本件現金の額が3810万円であることについては、税務調査等において現認さ

れておらず、被告の推測にすぎないのであって、立証されていない。なお、亡丙の存命中から、常時、自宅の金庫には約2000万円の現金があったが、同現金は亡丙の未分割財産である。

- (3) 原告が本件通常貯金口座及び本件A普通預金口座から現金を出金し、自己名義の預金口座に入金するなどした行為が、国税通則法68条1項所定の「隠蔽」に該当するか否か(争点3)

(被告の主張)

原告は、本件通常貯金口座及び本件A普通預金口座に係る預貯金が亡乙に係る相続税の課税対象財産であることを認識した上で、相続税の負担を軽減する目的で、本件相続開始前の数か月間に、費消した医療費及び生活費等の額を大きく超える現金5180万円を上記各口座から出金し、本件相続開始時点において存在していた本件現金3810万円及び原告名義の預金口座に入金された1070万円に係る本件返還請求権を亡乙の相続財産として計上せず、また、本件通常貯金口座及び本件A普通預金口座の通帳の写しのうち本件相続開始日の残高が記載されている頁のみを添付して本件申告書を提出した。原告によるこれらの一連の行為は、上記各口座の本件相続開始日の預金残高を減少させ、相続税の課税要件に該当する事実の全部又は一部を隠す行為であり、国税通則法68条1項所定の「隠蔽」に該当するといふべきである。

(原告の主張)

原告は、本件通常貯金口座及び本件A普通預金口座に係る預貯金について、名義人が亡乙であることから、亡乙の固有財産であると誤解したため、相続税を軽減するために引き出したのであるが、上記(2)原告の主張のとおり、上記各口座に係る預貯金は亡丙の未分割財産(又は原告に帰属する財産)である上、原告が税務調査の際に、引き出した現金の所在・用途を説明したことからすれば、被告が主張する原告の行為は「隠蔽」には当たらない。

第3 当裁判所の判断

- 1 争点1(本件更正処分のうち本件申告に係る課税価格及び納付すべき税額を超えない部分の取消しの訴えの適法性)について

相続税法27条は、相続税についての納付すべき税額の確定の方式につき申告納税方式を採用しているところ、申告納税方式に係る国税についての納付すべき税額は、納税者のする申告によって確定させることが原則であり、納税者において、その申告内容に誤りがあり納付すべき税額等が過大であると知った場合には、国税通則法23条等の定めるところにより、一定の期限内に更正の請求をすることで、申告により確定した納付すべき税額等の減額を求めることができることとされている。このように法が定めた趣旨は、当該国税に係る課税標準等について最もその事情に通じている納税者自身の申告に基づいて納付すべき税額を確定し、納税者からするその過誤の是正の請求は法が定めた場合に限り認めることとすることによって、租税債務を安定的かつ可及的速やかに確定するという財政上の要請を満たしつつ、納税者に対し過当な不利益を強いるおそれがないよう考慮をしたという点にあると解される。

このような法の趣旨に鑑みると、納税者からする申告書の記載内容の過誤の是正の請求については、その過誤が客観的に明白かつ重大であって、法の定める方法以外に是正を許さないとすれば納税者の利益を著しく害すると認められる特段の事情がある場合を除いては、法の定める方法によらなければ許されないといふべきであり、そのような法定の方法を経ることなく、

申告で確定させた金額を超えない部分の税額等の減額を求める訴えを提起することは、不適法なものとして許されないと解すべきである。

これを本件についてみると、原告は、本件訴えにおいて、本件申告に係る課税価格及び納付すべき税額を修正し減額することを求めるものではない旨を主張するものの、本件訴えの請求の趣旨のうち、本件更正処分のうち本件申告に係る課税価格及び納付すべき税額を超えない部分の取消しを求める部分が、本件申告で確定させた金額部分の減額を求めるものであることは明らかであるから、当該部分に係る訴えは、法定の方法を経ないものとして不適法というべきである。

なお、原告は、本件更正処分の取消判決が確定すると、原告による確定申告状態が復活するから、本件更正処分の全部の取消しを求めても何ら問題はない旨を主張する。しかしながら、申告に係る課税標準等又は税額等の金額を増額する更正処分は、申告に係るこれらの金額に一定額を追加する処分ではなく、課税要件事実を全体的に見直し、これらの金額を総額的に確定する処分であって、当該処分がされたときには、申告の効力はその中に吸収され、当該処分の効力と一体となるものと解されるのであり、その結果、当該処分の全部又は一部がその後取り消されても、申告の効力が復活することはないと解されるから、原告の上記主張はその前提を誤っており、採用できない。

よって、本件訴えのうち、本件更正処分のうち本件申告に係る課税価格及び納付すべき税額を超えない部分の取消しを求める部分は、法定の方法を経ないものとして不適法というべきである。

2 争点2（本件預貯金等、本件現金及び本件返還請求権が亡乙の相続財産であるか否か等）について

(1) 認定事実

前記前提事実、掲記の証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる（なお、原告は、乙13及び14の各質問応答記録書のうち各頁の確認印欄中の原告押印部分の成立の真正を争うが、当該部分の印影が原告の印章によって顕出されたものであることについては当事者間に争いがなく、同印影は原告の意思に基づいて顕出されたものであることが推定され、原告は具体的な反証をしないから、当該部分につき成立の真正が認められる。）。

ア 原告、亡丙及び亡乙の収入等について

原告は、亡丙及び亡乙夫婦の子として昭和33年7月に出生し、亡丙及び亡乙が死亡するまで亡丙及び亡乙と同居していた者である（前記前提事実（1）、甲11、原告本人）。

亡丙は、昭和56年3月にそれまで勤めていたバス会社から定年退職した後、軍人恩給及び厚生年金の支給を受け、また、有価証券の運用をして利益を得ていたほか、自宅の一部を賃貸して賃料収入を得ていた時期がある（甲11、乙12、原告本人）。

亡乙は、昭和31年5月に亡丙と婚姻した後、和裁教室を営んでいた時期があったほかは、いわゆる専業主婦であり、本件一次相続開始後は、亡丙の遺族として軍人恩給及び厚生年金の支給を受けていた（甲11、乙12、原告本人）。

原告は、昭和56年4月から自動車メーカー、その後は区役所において勤務し、毎月5ないし10万円を現金で亡乙に手渡していたが、後記のとおり平成20年頃から亡乙名義の預貯金の通帳等を預かるようになるまで、亡丙及び亡乙の預貯金等の管理に関与していなかった（甲11、乙12、原告本人）。

イ 本件一次相続について

(ア) 亡丙は、平成19年5月●日に死亡し、その相続人である亡乙及び原告は、同年12月1日付けで遺産分割協議をした(前記前提事実(2)ア)。その際、原告は、亡丙名義の財産は亡丙の財産、亡乙名義の財産は亡乙の財産である旨を確認した(乙14)。同遺産分割により亡乙が取得した預貯金及び有価証券は、次のとおりであり、同遺産分割の協議書に亡乙名義の財産に係る記載はない(乙2)。

a 国債 1350万円

このうち額面1000万円の国債は亡丙がD銀行で購入した第282回利付国債(発行年月日平成18年10月20日、償還期限10年)であり(乙3、乙9・8枚目)、その後、D銀行において、亡乙名義に移管されている(別表1の順号6の国債)。また、額面350万円の国債は亡丙がE証券で購入した第12回個人向け国債(変動金利型、10年満期、預かり日平成17年10月11日)であり(乙3、乙10別添4・2枚目)、平成20年3月3日、本件E証券口座に移管されている(別表1の順号7の国債の一部)。

b 亡丙名義の通常貯金 87万4640円

c 亡丙名義のA銀行荻窪支店の普通預金 174万8835円

d 亡丙名義のA銀行荻窪支店の定期預金(2口) 計101万1560円

(イ) 亡乙及び原告は、平成19年12月20日、上記(ア)の遺産分割協議の内容に沿って本件一次相続に係る相続税の申告をした(前記前提事実(2)イ)。同申告に係る申告書の相続財産の欄には亡乙名義の財産に係る記載はない(乙3)。

ウ 本件相続について

亡乙は、平成24年11月●日に死亡し、亡乙の唯一の相続人である原告は、平成25年7月23日、本件申告をした。本件申告書には、価額に一部誤りがあるものの、本件B普通預金口座に係る普通預金を除く本件預貯金等が、亡乙の相続財産として記載されている。(前記前提事実(3)ア、イ(ア)及びウ)

エ 本件各預貯金口座について

(ア) 開設手続等

本件通常貯金口座は昭和56年8月5日に、本件A普通預金口座は平成14年12月24日に、本件B普通預金口座は平成13年9月28日に、本件C普通預金口座は昭和37年6月2日にそれぞれ開設された、いずれも開設当時から亡乙名義の口座であり、これらの口座の開設手続を行ったのは、亡乙である。

(イ) 主な入出金状況等

a D銀行における取引

(a) 亡丙名義の通常貯金口座(上記イ(ア)bの通常貯金に係るもの)は、平成19年11月7日に解約され、94万3537円が出金され、同月15日、本件通常貯金口座に同額が入金された。

(b) 本件通常貯金口座から、平成17年12月9日に200万0035円が出金されたところ、平成18年1月16日に亡乙名義で額面200万円の利付国債が購入され、同国債は、平成23年1月15日に償還され、同月17日、「国債等元利金」として207万3600円が本件通常貯金口座に振替入金された。

また、亡乙名義の平成19年1月15日発行の額面1000万円及び400万円の各利付国債が平成24年1月15日に償還され、同月16日、「国債等元利金」として1406万7200円が本件通常貯金口座に振替入金された。

(c) そのほか、本件通常貯金口座には、①同口座に係る通常貯金の利息及び②亡乙名義の利付国債に係る国債の元利金(上記(b)以外のもの)が入金され、③本件一次相続開始後の平成19年7月6日以降は、恩給が振り込まれている。

b A銀行荻窪支店における取引

(a) 亡丙名義のA銀行荻窪支店の普通預金口座及び定期預金口座(上記イ(ア) c及びdの各預金に係るもの)は、平成20年1月29日に解約され、普通預金口座から164万4004円、定期預金口座(2口)から計101万2522円の合計265万6526円が出金され、同日、265万7335円が本件A普通預金口座に「ゴソウゾクブン」として入金された。

(b) 本件A普通預金口座から、平成18年12月25日に1000万円が出金され、同日、A銀行荻窪支店において、亡乙名義で額面1000万円の個人向け国債が購入され、同国債は、平成24年1月16日に償還され、同日、同償還金が本件A普通預金口座に入金された。

(c) そのほか、本件A普通預金口座には、①同口座に係る普通預金の利息、②亡乙の年金、③亡乙名義の公共債に係る利金等が入金されている。

c B銀行荻窪支店における取引

(a) 平成20年1月16日、本件B普通預金口座から700万円が出金され、B銀行荻窪支店において、依頼名を亡乙、金額を700万円とする自己宛小切手(持参人払い)が発行された。

(b) 本件B普通預金口座に係る普通預金の利息は、同口座に入金されている。

d C銀行荻窪支店における取引

(a) 平成18年10月16日、亡乙名義の定期預金3口(計2480万円)が解約され、同日、亡乙名義の2480万円の定期預金(番号●●●●。別表1の順号5の定期預金のうちの1口)が作成された。

(b) 平成20年1月16日、上記c(a)の小切手と引換えに(乙10別添2・5枚目、別添3・1、2枚目)、本件C普通預金口座に700万円が入金され、同月18日、本件C普通預金口座から700万円が出金されるとともに、亡乙名義の定期預金300万円が解約され、同日、亡乙名義の1000万円の定期預金(番号●●●●。別表1の順号5の定期預金のうちの1口)が作成された。

(c) 平成21年6月2日から平成23年2月16日にかけて、亡乙名義の番号●●●●●ないし●●●●●の定期預金(別表1の順号5の定期預金のうちの6口)が、亡乙名義の各同額の定期預金が解約された日と同日に作成された(乙20・11枚目)。

(d) 本件C普通預金口座に係る普通預金の利息は、同口座に入金されている。また、同口座には、C銀行荻窪支店の亡乙名義の定期預金の利息や、本件E証券口座において生じた利息等も入金されている。

(ウ) 通帳等の保管状況

本件各預貯金口座の通帳及びキャッシュカードは、各口座の開設以後、亡乙が自宅の

タンスの中で保管していたが、原告は、亡乙が入退院を繰り返すようになった本件一次相続が開始した2、3か月後ないし平成20年頃から、亡乙が生活費の引出し等のために使用していた本件通常貯金口座及び本件A普通預金口座の通帳、キャッシュカード及び印鑑を預かるようになり、亡乙の入院期間が長期化するようになった平成23年頃から、本件C普通預金口座の通帳及びキャッシュカードを預かるようになった（甲11、乙12、13、原告本人）。

なお、亡丙の存命中、亡丙名義の通帳は、自宅のダイヤル式金庫の中に保管されていた。

オ 原告による出金及び入金等について

(ア) 原告は、本件通常貯金口座及び本件A普通預金口座に係る預貯金は、亡乙の相続財産として申告をする必要があるが、亡乙の相続が開始するまでにこれらの口座から現金を引き出し、亡乙の預貯金残高を減少させて相続税の申告をすることにより、原告が納付義務を負う相続税の額を少なくしようと考え、亡乙から贈与を受けることなく（甲11、乙14、原告本人）、本件相続開始前に、本件通常貯金口座及び本件A普通預金口座から、現金合計5180万円を出金した（前記前提事実（3）イ（イ））。

(イ) 原告は、本件相続開始前に、上記（ア）の5180万円のうち300万円を、亡乙の医療費、短期入所生活介護（ショートステイ）の費用、日々の生活費及び交通費として費消し（乙14）、その余の現金のうち1070万円を、原告名義の預金口座に入金した（前記前提事実（3）イ（ウ））。

(ウ) 原告は、本件相続開始時点で、上記（ア）の5180万円のうち上記（イ）の費消及び入金で使用しなかった3810万円の現金を自宅の金庫内で保管していた（乙14）。

(2) 本件預貯金等について

ア 本件各預貯金口座に係る預貯金

上記（1）アないしエの認定事実によれば、①本件各預貯金口座はいずれも亡乙名義である上、②本件通常貯金口座及び本件A普通預金口座には、本件一次相続により亡乙が取得した財産のほか、亡乙固有の財産である同人の恩給や年金が入金され、③本件各預貯金口座には、本件一次相続以降、亡乙名義の国債の償還、小切手の発行等に係る入金又は出金があり、また、これらの口座の預貯金の利息は当該口座に入金され、④亡乙は、入退院を繰り返すようになるまで、亡乙名義の本件各預貯金口座の通帳及びキャッシュカードを自ら管理し、かつ、その保管場所は亡丙名義の通帳とは区分されていたのであるから、これらの事実を総合すれば、本件相続の開始時点における本件各預貯金口座の預金者ないし貯金者は、亡乙であると認めるのが相当であり、これらの口座に係る預貯金（別表1の順号1ないし4）は亡乙に帰属すると認められる。

また、亡乙名義のC銀行荻窪支店の8口の定期預金（別表1の順号5）についても、いずれも名義人が亡乙である上、亡乙に帰属する預金に係る本件B普通預金口座から出金され本件C普通預金口座に入金された現金や、亡乙名義の定期預金が解約されて出金された現金で購入され（上記（1）エ（イ）d（a）ないし（c））、かつ、亡乙に帰属する預金に係る本件C普通預金口座に各定期預金の利息が入金されていること（同（d））などを総合すれば、亡乙に帰属すると認めるのが相当である。

加えて、上記（1）イ及びウの認定事実のとおり、原告が、本件一次相続の際に、亡丙

名義の財産は亡丙の財産であり、亡乙名義の財産は亡乙の財産である旨を確認し、亡乙及び原告は、亡丙名義の財産についてのみ遺産分割協議や相続税の申告をしたこと、及び、原告が、本件申告において、本件B普通預金口座に係る普通預金を除く本件預貯金等を亡乙の相続財産として申告したことからすれば、原告自身、本件申告の時点までは亡乙名義の預貯金は亡乙の財産であると認識していたことが認められるから、このことも、本件預貯金等のうち預貯金がいずれも亡乙に帰属するとの上記認定判断に沿う事実であるということが出来る。

したがって、本件預貯金等のうち預貯金は、いずれも亡乙に帰属すると認められる。

イ E証券の国債及び投資信託

本件E証券口座に係る預かり証券（別表1の順号7及び8）の帰属について検討すると、①本件E証券口座において生じた利息等は前示のとおり亡乙に帰属すると認められる預金に係る本件C普通預金口座に入金されていること（前記（1）エ（イ）d（d））、②本件E証券口座に係る預かり証券である第12回個人向け国債のうち、額面350万円分（別表1の順号7の一部）については、亡丙が購入し本件一次相続に係る遺産分割協議により亡乙が取得した同国債が本件E証券口座に移管されたものであること（前記（1）イ（ア）a）、③本件一次相続に係る遺産分割協議や相続税の申告手続においてその当時に存した本件E証券口座に係るその余の預かり証券（別表1の順号7の国債のうち上記②以外のもの及び順号8の投資信託。乙22）が亡丙の相続財産とされておらず、本件申告においてこれらの預かり証券が亡乙の相続財産とされていたことからすれば、原告自身、本件E証券口座に係る預かり証券を亡乙に帰属するものと認識していたことが認められることを総合的に考慮すると、本件E証券口座に係る預かり証券（別表1の順号7及び8）のうち上記②の国債は亡乙に帰属することが明らかであり、その余の国債及び投資信託も、亡乙に帰属すると認めるのが相当である。

これに対し、原告は、本件E証券口座の開設手続を行いその管理をしていたのが亡丙であることからすれば、本件E証券口座に係る預かり証券は亡丙に帰属する旨を主張する。確かに、本件E証券口座に係る平成7年11月24日付け取引口座開設申込書（総合取引申込書兼保護預かり口座設定申込書）の氏名等の筆跡及び届出印（乙8、22）は、亡乙が開設手続をした亡乙名義の他の預貯金口座の開設申込書や改印届出書の筆跡及び届出印（乙4～7、18～21、23）と異なる上、本件E証券口座と同日に開設された原告名義のE証券の取引口座の開設申込書の筆跡及び届出印（乙22）と同じものと認められることからすれば、本件E証券口座の開設手続は亡乙が自ら現に行ったものでないことがうかがわれるものの、誰が現に開設手続やその後の証券取引に係る手続を行ったかや、それらが委任等に基づくものであったか否か等については客観的な証拠がないから、亡乙が開設手続等を自ら現にしていなくても、上記認定を左右する事情ということとはできない。また、原告は、原告本人尋問においても同口座に係る書類を亡丙が保管していた旨の供述をするが、証拠（甲2の1、甲4、乙12～14）及び弁論の全趣旨によれば、原告は税務調査や本件更正処分後の不服申立手続においては上記の主張及び供述をしておらず、原告が上記の主張及び供述をするようになったのは本件訴訟が提起された後であることからすれば、上記の原告の供述をただちに採用することはできないし、仮に上記書類を亡丙が保管していたとしても、上記認定を左右するに足りる事情ということとはできない。したが

って、上記原告の主張は採用できない。

ウ D銀行の国債

亡丙がD銀行で購入した額面1000万円の第282回利付国債が、本件一次相続に係る遺産分割協議により亡乙が取得するものとされ、その後、D銀行において、亡乙名義に移管されたことは前記(1)イ(ア)aのとおりであるから、本件預貯金等のうち当該国債(別表1の順号6)は、亡乙に帰属することが明らかである。

エ 以上に対し、原告は、亡乙が専業主婦であったことから、本件預貯金等の出捐者は亡丙(又は原告)であり、したがって、本件預貯金等は亡丙の未分割財産(又は原告に帰属する財産)である旨を主張するのでこの点について検討する。

まず、本件預貯金等のうち定期預金以外の預貯金及び有価証券については、前記のとおり、そのうち少なくとも一部は亡乙が本件一次相続により取得した財産その他の亡乙固有の財産により形成されたものであることが明らかである上、その余についても、亡丙及び亡乙の預貯金等の管理に関与していなかった(前記(1)ア)原告が把握していない、亡丙と亡乙間の贈与や亡乙の収入源等があった可能性は十分にあるのであるから、亡乙が長年専業主婦であったことは、前示の事実関係の下で本件預貯金等が亡乙に帰属するとの上記の認定判断を左右する事情とはいえない。

また、原告は、定期預金について、最高裁昭和●●年(〇〇)第●●号同52年8月9日第二小法廷判決・民集31巻4号742頁等の最高裁判例に照らし、出捐者を預金者と認めるべきであるところ、C銀行荻窪支店の8口の定期預金の出捐者は専業主婦であった亡乙ではなく、亡丙であるからこれらの定期預金の預金者は亡丙である旨を主張する。しかしながら、本件において、上記の各定期預金が、亡乙に帰属する預金に係る本件B普通預金口座から出金され本件C普通預金口座に入金された現金や、亡乙名義の定期預金が解約されて出金された現金で購入されたことは前記のとおりであることからすれば、その出捐者は亡乙であったと認めるのが相当である(上記の解約された亡乙名義の定期預金の出捐者等は明らかでないものの、それらの定期預金の名義人は亡乙であり、それらが亡丙に帰属することをうかがわせる的確な証拠はない。なお、上記のとおり、亡乙が専業主婦であったことは、亡乙が出捐者であったとの認定を左右する事情とはいえない。)。そして、前示の事実関係を総合考慮すれば、亡乙に上記各定期預金が帰属すると認めるのが相当である。

したがって、原告の上記主張は採用できない。

(3) 本件現金及び本件返還請求権について

ア 本件通常貯金口座及び本件A普通預金口座に係る預貯金が亡乙に帰属することは前示のとおりであるところ、前記(1)オの認定事実によれば、亡乙は、本件相続開始時点で、原告に対し、原告がこれらの口座から出金して原告名義の預金口座に入金した1070万円の不当利得に基づく返還請求権(本件返還請求権)を有していたことが認められ、また、原告がこれらの口座から出金して自宅の金庫内で保管していた3810万円の現金(本件現金)は亡乙に帰属していたと認められる。

したがって、本件現金(別表1の順号9)3810万円及び本件返還請求権(同表の順号10)1070万円は、いずれも亡乙の相続財産であると認められる。

イ これに対し、原告は、本件現金の額が3810万円であることは、被告の推測にすぎず、

立証されていない旨の主張をするが、原告は、前記（１）オ（イ）及び（ウ）の認定事実に係る記載を含む質問応答記録書（乙１４）の記載内容については、これを認める旨の供述をしている（甲１１、原告本人）。また、原告は、本件一次相続の時点で、金庫に現金約２０００万円を保管していた旨の供述をするが（甲１１、原告本人）、税務調査時や異議調査時には、本件通常貯金口座及び本件Ａ普通預金口座から出金した現金のうち、本件相続開始時点において金庫に保管していた現金が約２０００万円であった旨の供述はしているものの、本件一次相続の時点から約２０００万円もの多額の現金が保管されていた旨の供述はしていないから（乙１２、１３）、上記の供述をそのまま採用することはできないし、仮に上記の供述を前提としても、本件通常貯金口座及び本件Ａ普通預金口座から出金した現金の本件相続開始時点における残額である本件現金の額に係る上記認定が左右されるものではない。したがって、上記の原告の主張は採用できない。

３ 争点３（原告が本件通常貯金口座及び本件Ａ普通預金口座から現金を出金し、自己名義の預金口座に入金するなどした行為が、国税通則法６８条１項所定の「隠蔽」に該当するか否か）について

前記２（１）オのとおり、原告は、亡乙を被相続人とする相続税の申告に当たっては本件通常貯金口座及び本件Ａ普通預金口座に係る預貯金を亡乙の相続財産として申告をする必要があることを認識しながら、亡乙の相続が開始するまでにこれらの口座から現金を引き出し、亡乙の預貯金残高を減少させて相続税の申告をすることにより、原告が納付義務を負う相続税の額を少なくしようと考え、本件相続開始前に、これらの口座から預貯金残高の大半を占め、かつ、亡乙の医療費等の支払に要する額を大幅に上回る計５１８０万円の現金を引き出し、うち１０７０万円を原告名義の預金口座に入金し、うち３８１０万円を現金のまま自宅の金庫内で保管して、外形的に本件現金及び本件返還請求権が亡乙に帰属する財産であることが判明しにくい状態を作出したのであるから、これらの一連の行為は、故意に課税標準等又は税額等の計算の基礎となる事実の一部を隠す行為であるというべきであり、したがって、国税通則法６８条１項所定の「隠蔽」に該当する行為であると認められる。

そして、原告は、上記の状態を利用して、本件現金及び本件返還請求権を亡乙の相続財産として記載せずに本件申告書を提出したのであるから、上記の「隠蔽」をしたところに基づき本件申告書を提出したと認められる。

したがって、本件重加算税賦課決定処分に、国税通則法６８条１項が規定する重加算税の賦課要件を欠く違法はないということが出来る。

４ 以上を前提に、本件預貯金等、本件現金及び本件返還請求権をいずれも亡乙の相続財産として本件相続税の課税価格及び納付すべき税額並びに過少申告加算税額及び重加算税額の計算をすると、別表２ないし４のとおりとなり（弁論の全趣旨）、本件更正処分及び本件各賦課決定処分の金額と同額又はこれを上回る金額となるから、本件更正処分及び本件各賦課決定処分はいずれも適法である。

５ よって、本件訴えのうち、本件更正処分のうち課税価格８３３９万２０００円、納付すべき税額３００万８８００円を超えない部分の取消しを求める部分は不適法であるから却下することとし、原告のその余の請求はいずれも理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第3部

裁判長裁判官 古田 孝夫

裁判官 貝阿彌 亮

裁判官 志村 由貴

別表 1

順号	種類	細目		本件申告の額	被告主張額
1	預貯金	株式会社D銀行	通常貯金	681,924	681,924
2		株式会社A銀行 荻窪支店	普通預金	1,280,805	1,280,805
3		株式会社B銀行 荻窪支店	普通預金	—	439,295
4		C銀行株式会社 荻窪支店	普通預金	2,083,148	2,087,910
5		C銀行株式会社 荻窪支店	定期預金（8口）	57,300,000	57,750,722
6	有価証券	第282回利付国債（株式会社D銀行）		10,000,000	10,023,101
7		第12回個人向け国債（変動金利型10年満期、E証券株式会社）		7,000,000	6,987,522
8		H（E証券株式会社）		4	4
9	現金			—	38,100,000
10	その他の財産（返還請求権）			—	10,700,000

別表2 課税価格及び納付すべき相続税額等の計算明細表

(単位：円)

順号	区分	合計額	相続人1名 (原告)
1	土地	6,958,198	6,958,198
2	家屋	1,486,500	1,486,500
3	有価証券	17,010,627	17,010,627
4	現金・預貯金	100,340,656	100,340,656
5	その他の財産	10,700,000	10,700,000
6	小計	136,495,981	136,495,981
7	債務等	3,631,047	3,631,047
8	差引純資産価額(6-7)	132,864,934	132,864,934
9	課税価格	132,864,000	132,864,000
10	相続税の総額	14,859,200	
11	あん分割合	1	$\frac{132,864,000}{132,864,000}$
12	各人の相続税額	14,859,200	14,859,200
13	納付すべき税額	14,859,200	14,859,200

(注) 1 順号9の各金額は、国税通則法118条1項の規定により、1,000円未満の端数金額を切り捨てた後の金額である。

2 順号10の金額は、別表3順号6の金額である。

別表 3、別表 4 省略